

令和6年度鳥取県地域自立支援協議会（第1回就労支援部会）R6.8.30

（進藤課長補佐）それでは、定刻となりましたので、令和6年度鳥取県地域自立支援協議会の第1回就労支援部会を開催します。開催に当たりまして、まず、障がい福祉課長の小林より一言御挨拶をさせていただきます。

（小林課長）障がい福祉課長の小林と申します。皆様におかれましては、直接お会いしたのではない方もございまして、画面から失礼をさせていただきます。この部会は昨年10月に開催して以来になるかと思えます。今ちょうどパリでパラリンピックが開幕しておりまして、例えば廣江委員のところの森さんが、今日、夕方から出場されるんですかね。そういうふうな形で、非常に活躍が期待されるころなんですけれども、この部会で議論いただきます就労の分野につきましても、共生社会へ向けた非常に大事な取組かと思えます。一人一人の障がい者の方が、自分らしい働き方を実現できる、そういうことを目指して、本日の議論も活発に意見交換をお願いしたいなと思えます。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

（進藤課長補佐）それではまず、資料の確認でございます。資料は議題に沿って資料1、資料2については枝番号が1番～4番振られております。また、参考資料として7種類の資料がございます。昨日通し番号を振った資料をお送りしておりまして、全部で97ページにわたって番号が振られてございます。会議の資料の御案内に際しては、このページに沿って御案内をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

また、この会議の出欠、欠席者などについては、これも昨日お送りした一覧表のとおりでございますが、ただ、クロスジョブの濱田さんについては欠席となっておりますが、御参加いただけるということで今日お越しいただいております。また、この会議で発言される際は、基本的にはミュートにさせていただいて発言なされるときに、マイクをオンとしていただければと思います。また、オンラインで誰が発言しているかちょっと分かりにくいという事情がございますので、発言の際にはマイクをオンにいただいた後に、所属とお名前を言っていただいて、また、かぶった場合には部会長のほうで指名させていただきますので、その順に沿って御発言いただければと思います。それでは、進行は部会長の尾崎さんにお任せいたしますので、よろしく願いいたします。

（尾崎部会長）よろしく願いします。皆さんこんにちは。部会長の地域生活支援センターみんなの家の尾崎と申します。進行させていただきます。よろしく願いします。本日ですが、14時～16時までの会議となっております。時間内には終わりたいと思っておりますので、進行の御協力お願いいたします。では、早速ですけれども、議事のほうに移ります。1番目、就労継続支援B型事業所の実地指導の状況についてということで、中嶋さんお願いします。

（中嶋課長補佐）はい。県庁障がい福祉課の中嶋と申します。そうしましたら私のほうから、資料1、資料番号でいきますと2ページになりますけれども、これを用いて説明、御報告をさせていただきますと思います。就労継続支援B型のサービスの質の確保に向けた実地指導の実施状況ということで、総量規制の議論とあわせて令和4年度から就労B型の実地指導の方を行っております。本日はこの令和5年度の状況について簡単にまとめさせていただきましたので、御報告の方

をさせていただきます。

まず、実地指導の方針ですけれども、これは従前と変わりなく資料に記載のとおりでして、利用定員の充足率、利用者確保に関すること、あと、工賃の支払向上に関すること、支援体制の充実、一般就労に向けた取組、虐待防止に関すること、こうしたことは調査項目としております。続きまして実施結果、資料でいくと3番目ですけれども、令和5年度は全部で13の事業所の実地指導の方をさせていただきました。これは西部地域限定ですので、西部の県民福祉局とあとは立地の市町村にほぼ同行していただきまして、実地指導の方をさせていただきました。まず、項目ごとに簡単に報告させていただきます。

まず、利用者確保についてですけれども、全般的に地元の社協ですとか、あとは学校と連携をして、毎年実習生を受入れるといった取組によって利用者確保に繋がっていると、そういった取組をされている事業所が多かったというところがございます。一方で、利用者確保はしたいんですけれども、実際は職員ですね、施設の職員が減少しているそういった状況で、なかなか十分な支援ができないということで、利用者を増やすということが、そういった面から困難だと言った状況もございました。

続きまして工賃向上等ということで工賃向上のための取組についてですが、各事業所とも何がしかの工賃向上に向けて色々な取組を実施されておりました。例としては自社製品ですね、お菓子ですとかそういう製品の売り込み、地元の店舗とかに売り込みを行って取扱店舗を拡大して、その結果、工賃の向上に繋がっているとといった取組ですとか、あと受託事業ですとか、施設外就労、こうしたところへの取組も積極的に行って、工賃向上に繋がっているといたるところがございました。

一方で、これまでは農業ですとか、障がいの特性に応じて作業を振り分けて、安定した作業水準を維持できていたところですが、その利用者がどうしても高齢化をしていくことによって、こうした作業の維持が難しくなっているといた事業所もございました。

続きまして、支援体制強化というところ です。職員につきましては一定の資格を持った方が配置されているというところが多々ありましたが、それとは別に各職種に応じた資格者ですね。例えばパティシエですとか、ちょっと変わった職種に応じた資格を有した方が職業指導員ですとか、生活指導員として勤務をされていると、そういった事業所も幾つか見受けられていました。また、こうした有資格者につきましては、一定の手当を支給するということによって、支援する側のモチベーションを維持というのも高める取組をされている事業所は幾つかございました。

続きまして一般就労に向けた取組ということで、これは中々一般就労に向けてというところは、進んでいないところがありましたが、その中でも利用者の自主性を重視して、自分でできることはしていただく、自分で生活を行うことができるように取り組んでおられる事業所がありました。一方で、その利用者の就労能力は非常に高いんですが、本人が一般就労への移行を希望しないですとか、または一般就労に移行はさせたいんですけれども、またそのB型事業所のほうに戻りたいと希望されるそういったケースも一定程度見受けられることから、本人が希望しない場合には、無理に一般就労へは移行はさせていないとそういった事業所はございました。

続きまして、改善を必要とする内容ということで、これは明らかに基準違反ということで、虐

待防止委員会が未設置であったり、設置をされていても運営規定に明確にされていない、あるいは研修は行っているものの記録がないとか、本当で全職員にこの虐待防止に関する意識が浸透しているのかが懐疑的であるといった事業所が幾つか見受けられました。こうしたところにつきましては、今年度から虐待防止の取組ができてないところは、報酬上の減算の措置がありますので、ここは減算になるというだけではなくて、ここはしっかりと体制を取るよう指導をさせていただいたところでございます。

あと、最後その他の取組というところで幾つか書かせていただいておりますが、あと、利用者が自分が製作した製品、こうしたものは直接顔が見える形で販売する機会を設けるということで、利用者のモチベーションですね、勤務に対するモチベーション向上というところに繋げておられる事業所がございました。また、中山間地に立地している事業所については、その中山間地という立地を生かした事業ということで、例えばアウトドア体験的な事業とか、そういった事業を展開しておられる事業所がございました。また、その体験事業については、利用者の方に講師になっていただいて、これも利用者のモチベーションの向上にも繋げているんですけども、利用者が飽きることなく作業できるように取り組んでおられると、そういった事業所もございました。

以上簡単ではございますが、令和5年度の就労B型の実施指導の結果について報告をさせていただきました。以上です。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございました。皆さんの方から確認しておきたいこと、質問等ございますでしょうか。乾さん。

(乾委員) すみません。鳥取県自閉症協会の乾です。実地指導の方、お疲れさまでした。大変な事故とか、虐待とか起きる前の小さな事故とか、ヒヤリハットなどのことについて、どういう扱いをしておられるかっていうようなことの調査もしていただきたいなと思うんですが、その辺りは聞いておられますかね。大きなことになる前に、と思います。

(尾崎部会長) ヒヤリハットの報告などが、各事業所でどのぐらいあったかっていうところですかね。

(乾委員) 報告だけじゃなくて、やっぱりそれについて職員間で共有をしたりとか、あと、こういう場合はこういうふうに対応するというようなことがやっぱり、日頃話し合っておられるのは聞くんですけど、実地調査のときにはその辺りを聞いていただくと日頃の対応が分かるんじゃないかと思うんですが、その辺りを聞いて、調査項目に例としてちょっと書いてあったような感じがしますが、聞いておられますかね、ということの質問です。

(中嶋課長補佐) すみません。県庁障がい福祉課の中島です。御意見ありがとうございます。今回の実地指導につきましては、サービスの質の向上ということで冒頭に申し上げました項目をメインに指導の方はさせていただいております。当然その中でこういったヒヤリハットですか、といったところもありますし、あと、一方で指導監査ですね、この実地指導とは別に指導監査っていうのを3年に1回1事業所っていうようなスパンで大体回ってはいるんですけど、ちょっとなかなか数が多くて追いついてない部分はあるかとは思いますが、こうしたところでしっかりそういったところは確認の方はさせていただいております。

(乾委員) よろしくお願ひします。

(尾崎部会長) そのほか皆さんいかがでしょうか。よろしいですかね。では、次の議事に移ります。議事の2番目の就労選択支援についてということで、こちらの方の議事説明をまずは進藤さん、お願いいたします。

(進藤課長補佐) 県の障がい福祉課の進藤でございます。資料については3ページを御覧ください。前回の会議でも少し話題が出たというふうに伺っております。内容につきましては、なかなか国のほうの詳細がまだ定まっていない状況ですので、あくまで概要という形にはなりますが、令和4年の12月に障害者総合支援法が改正されまして、それによって新たな就労系の福祉サービスとして加わったものでございます。この就労選択支援ですけれども、ざっくりと申し上げますと、障がいをお持ちの方の能力ですとか適性を客観的に評価などをして、その障がいの方が就労に向かわれるのか、働き方はどうするのかとか、そういったことを考えたり、選択をする支援をするという、こういった事業でございます。

ここに書かれている内容については参考資料でつけさせていただいている国の報酬改定の資料ですとか、就労選択支援の検討資料などの中から拾い集めて作ったというものでございまして、ちょっと検討事項のもの含まれているということをお容赦いただければと思います。まず1番でございます。就労選択支援事業の位置づけでございますが、こちらは先ほど申し上げたとおり、従来のサービス事業の中に1つ入り込むという形でございますので、A型事業、B型事業などと横並びで、1つ、就労選択支援事業というのが追加されるというものでございます。

2番目、こちらが就労選択支援事業の概要でございますけれども、まず、事業所指定については、A型、B型などと同じく鳥取市については中核市として鳥取市、それ以外については県が指定をするということになるかと思っております。対象者については、就労系の福祉サービス事業を利用する意向のある方でございますが、今回のその改正で、まだ完全施行はされておりません、具体的には来年の10月に、まずはB型を利用する方については就労選択支援事業、この利用が必須になるという形で段階的に施行されることになっております。ですので、対象者としては法律上は就労系の福祉サービス事業を利用する意向のある方となっておりますが、この中のB型についてが、来年の10月で施行されるということでございます。

この就労選択支援事業の実施主体についてですけれども、こちらは過去3年間で3人以上、一般の企業の方などに就労をさせた事業者などが上げられております。具体的にはどういうところかという、移行支援事業所ですとか、A型、B型事業所ですとか、ナカポツセンターなどが実施主体として上げられております。また、人員配置についてですけれども、こちらは就労選択支援員というものが創設されまして、それが配置をされると。配置基準については移行支援などを参考に、利用者の15で割った数の分の配置を求める方向で検討がなされているというものでございます。

また、記載しております通り、一部管理者などと兼務が可能というふうになる方向で検討がなされております。ただ、短期間のサービスを想定しているようでございまして、サービス管理責任者の配置は求めないというふうなことも検討されているようでございます。この就労選択支援員、従事者要件のところでございますけれども、どういった方がなれるかというところでございますが、こちらは就労選択支援員養成研修というのが、来年度J E E Dのほうで始まる予定のよ

うでございまして、これを履修した方、修了した方というのが想定されております。ただ、来年度始まる研修でございますので、なかなか受講環境が整わないということもあって、経過措置として、2年間の間で受講を終了すればよいというふうな形で、経過措置が取られる予定でございます。そうなりますと2年間、研修を全く受けないのかということ、そうではなくて、同じく来年度からJ E E Dさんのほうで始まる基礎的研修という就労系のサービス事業を行う方が全般的に受けられるような研修ですね。こちらを受けられた方は、就労選択支援員としてみなしましょうというふうな、取りあえず経過措置が取られるという予定であるということでございます。

報酬体系については、1,210 単位ということでございます。支給決定については、ほかのサービスと同様に、市町村が行うということでございます。支給決定期間については、先ほど申し上げたとおり、短期間での運用を予定しているようでございまして、おおむね2週間程度、最大でも2か月程度ということになっているようでございます。

めくっていただいて4ページでございます。就労選択支援の流れでございますけれども、こちらは就労系の福祉サービス事業を利用希望する場合ですね、まずは相談支援事業所を經由して、就労選択支援を利用するという形態が一般的かなと思われま。市町村とか、ハローワーク、ナカポツセンターなどの多機関連携会議などを経て、御本人と協同してアセスメントを実施をして、どういったサービスにするのか、一般就労を目指すのかなどについて、その選択を支援するという流れになってございます。下に示した図のとおりでございます。

4番といたしまして、現行の就労アセスメントとの比較でございますけれども、現行は基本的に特別支援学校を卒業される方については、B型を利用される場合に行われたりしますし、就労移行支援事業所で、一般的になされているアセスメント、これが一般的ではございますが、就労選択支援事業導入後については、先ほど申し上げたとおり、B型を利用される方は、原則的にはこの就労選択支援事業で利用していただくという形になるということでございます。B型の利用前の実施については、現行では必要に応じてやっておられるということですが、来年の10月からは必須になるということでございます。

そのアセスメントの内容については基本的には現行では、色々な独自のアセスメントシートが使われたり、とっとり版のアセスメントシートが使われたりしてやっておられるという現状でございますけれども、就労選択支援導入後については、まだ、はっきりとしたことは分かっておりませんが、基本的にはアセスメントシートというのは、特に示されないのではないかとこのように伺っておりますが、J E E Dさんのほうで作っておられるアセスメントシートなどに準じた形のものが予定されているのではないかなというふうに考えております。

概要については以上でございまして、このまま続けて資料の2-2、5ページでございます。就労選択支援事業の概要は今、申し上げたとおりでございますけれども、この会議で検討するに当たって、まずは、そもそもこの新しい事業に参入されるところがどれぐらいあるのか。また、その就労選択支援事業として、こなさなければならない件数として、大体どれぐらいあるのかという基礎情報を収集するという意味で、障がい福祉課のほうでアンケート調査等を実施しております。その結果をまとめたのがこの資料ということでございます。調査の概要でございますけれども、調査依頼については全対象となり得る事業所にお送りしております、有効回答があったの

が 89 事業所でございます。ナカポツセンターについては、3センターとも御回答をいただいております。

参入意向については、今、申し上げたとおりなんですけれども、併せて、どういった件数があるかということで、市町村に対しまして、支給決定件数の調査をしております。この支給決定件数については、移行とA型とB型、この件数について調査をしたものでございます。まず、参入意向についての調査結果でございます。結果その1参入意向調査というところでございます。まず設問1で、まず、その制度自体を理解しているかという設問でございますが、基本的にどちらでもないというのが一番多くて51%、次に多かったのが、はいという、理解しているということで41%でございました。圏域別に見てみますと、中部と西部の方で理解度が進んでいるというふうな状況でございました。

設問2でございます。具体的に参入意向があるかどうかを聞いたものでございます。ちょっと色々細かく書いておりますが、把握していただきたいのは一番下の部分、黒字の太字の部分でございます。参入意向があって、先ほど申し上げたような指定要件を満たしている事業所、これがどれぐらいあるかというところ東部で1事業所、中部で1事業所、西部で2事業所、ナカポツセンターで1か所という形でございます。参入意向があるかどうかでございますけれども、基本的に回答いただいたのが有効回答数が大体45%ぐらいですので、半数以上のところは、ちょっとまだ移行についてはよく分からないということでございます。

めくっていただいて6ページでございます。設問の3です。参入するとすればどれぐらいの時期を検討しているかということでございますけれども、こちらは参入意向があると答えた方に答えていただいたものですが、一番多かったのが施行のときからの参入意欲があるということでございます。また設問4として施行のタイミングで参入しない理由はなぜなのかということをお尋ねしたところ、まだちょっと理解しきれていないということが理由として上げられております。それで、設問5でどういった条件がそろえば、就労選択支援事業に参入したいですかと、参入意向がないところに聞いたものでございます。こちらは理由としては制度がもうちょっと分かっているところからということが最も多い状況でございまして46事業所でございます。また、採算性などの具体的な経営のイメージができてからということが39事業所、そのほか、人員配置をちょっと見込めてからということが30事業所といったような状況でございました。

設問の6でございます。利用者に対して現状アセスメントをしていますかという問いでございます。最も多かったのが全員に実施をしているということが大体6割、必要に応じて実施しているということが大体3割、残りが基本的に9割以上がアセスメントを実施しているというふうな結果でございました。現時点で、就労選択支援事業に参入意向があって、要件を満たしているところについては、必要に応じて実施しているということもあれば、全員実施しているところもございました。設問の7でございます。自らアセスメントを実施している場合、アセスメントツールはどういったものを使っているかでございますが、全体の大体4割が鳥取版のアセスメントシートを使っている。そのほかは、独自のアセスメントを使っているところもかなり多いという状況でございます。次7ページでございます。設問の8です。そのアセスメントをする際に、1人当たりにかかる時間はどれくらいですかという設問です。最も多かったのが

1時間未満でございまして、大体約4割でございまして。1時間以上3時間未満がそれに次ぐ3割でございました。ですので、大体7割が3時間未満というふうな状況でございまして。そのほかには半日程度というのが大体9%、1日～2日が5%、3日が5%というふうな状況になってございます。

先ほど申し上げた参入意向があつて要件を満たしている事業所について見ますとばらばらと、1時間未満というところもあれば、1週間程度というところもあり、ばらつきが見られるというふうな状況でございまして。

次に、市町村に対して行った支給決定件数の調査についてでございます。設問の1でございまして。支給決定件数について調査をしたものです。グラフを御覧いただければと思うんですが、左側のグラフが、令和3年からの年度ごとの合計の支給決定件数でございまして。件数にばらつきはある程度あるんですけども、基本的には傾向として東部、西部、中部の順に多いという状況でございまして。右側のグラフについては、令和5年度の状況を見たもので、これを月別に見たものでございまして。月ごとの件数も確かにばらつきはあるんですが、あまりちょっと強い傾向というのは見られませんが、強いて言えば8月～11月が多くなるかなというふうな状況でございました。それで設問2、設問3については、あまりちょっと聞いたものの収穫があまりありませんでしたので、割愛をさせていただきます。

めくっていただいて8ページでございまして。こちらが今、申し上げたことの大きなまとめでございまして、まとめますと、理解度については、中部とか西部のほうが東部よりも理解が進んでいるという状況でございまして。また参入意向については、参入意向があつて、要件も満たしているというところは、東部、中部で1か所ずつ、西部で2か所、また、ナカポツセンターでは1か所といった状況でございまして。また、参入の時期については、施行と同時に参入したいという意向が最も多いという状況でございまして。また、アセスメントについては、全員に実施しているというところが多数でございまして、ツールについては、とっとり版のアセスメントシートを使っているというところが多数でございまして。

アセスメントの時間については、ばらつきはあるんですけども、最も多いものは、先ほど申し上げた3時間未満ということでございまして、長いものは1週間程度という状況でございまして。支給決定件数については、年間当たりのB型の支給決定件数は、全県で207件でございまして、内訳としては、東部、西部、中部の順に多いというふうになってございまして。調査結果につきましては以上でございまして。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございます。今の御報告いただきました内容について、質問等ございましたら、手を挙げていただけたらと思います。すみません。じゃあ、私が、いいですか。

(進藤課長補佐) はい。

(尾崎部会長) すみません。私、相談支援専門員なので、詳しくちょっと分かってないところがあるんですが、先ほどのアンケートで設問の8でアセスメントを実施する1人の標準的な時間というところで、1時間未満～1週間というところで、もちろん個別その方の特性等あるとは思いますが、この差がすごくあるなと思ってお伺いしたんですが、現場ではこういったものなん

でしょうかね。どなたか、御存知の方があつたら教えていただけたらと思うんですが。

(大森オブザーバー) すみません。もみ木福祉会の大森ですけど。自分はちょっとこれを見て、ん？1時間？って思ったんですけど、そのアセスメントシートをつける時間で回答されているのか、作業とかそういったのを見てその期間で回答されているのかによってこの期間が違うんじゃないかなというふうに思いながら、1時間でアセスメントができるっていうのはちょっと考えにくいかなというふうに思っています。はい、以上です。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございます。では、すみません。手を挙げていただいている濱田さん、すみません。中島さんも挙げてくださっています。すみません。濱田さん、先にお願ひします。

(濱田オブザーバー) では、お先に失礼します。クロスジョブ米子濱田です。この就労選択支援のアセスメントというのが、やっぱり就労アセス、従来行っているB型さんを希望される就労アセスの手法を継承しようということが始まっていると思うんですね、位置づけられていると思うんですね。そうすると、やはりアセスメントシートをつける時間と、それと作業場面を実際にやることで、そこからの評価を拾っていく、アセスメントを深めていくっていうこの時間を足したら、どうしても1時間の枠に収まらないと思うんですね。なので、この設問の意図がちょっと十分に浸透してなかったかなっていう、こんな数値なのかなというふうに思っています。

なので、通常私たちもB型を希望される方を事業所においでいただいて、希望を取るときには最低1週間は来ていただくこととしています。それで、実際に支援学校の方をアセスメント取るときには2週間の実習の間で訪問して、事業所でアセスメントされたものと私たちが訪問したものを突き合わせて、アセスメント評価をしていくっていうような流れですので、それでもっと言えば、就労移行のアセスメントっていうのは、暫定期間の2か月ですね、ここで見ていくわけですが、取っていくわけですね。それも初期アセスなんですけれども。就労移行の準備訓練、全てがアセスメント期間というふうに思っていますので、この期間って1時間っていうのはちょっと数字、きちんと十分に理解が浸透していない中の数字で見えております。以上です。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございます。中島さんも挙げてくださっていました。

(中島オブザーバー) 皆さん、どうもこんにちは。今、話を聞いていまして、大森さんそれから濱田さんのおっしゃったとおりでと思うのと、それとアセスメントの目的というか、その辺りがあんまり明確でないのかなというふうに思ったところです。というのが、例えば作業をやって何にどれぐらいかかったとか、どの作業が得意だった、苦手だったとかっていう、そういうチェックをするっていうことについては、割と短時間でできる作業体験もあろうかなと思ったんですけども。実はそこは入口、ほんの入口であって、そこからその本人の得意なこととか、苦手なこととか、それから将来のその可能性も含めて探っていくというところがそのアセスメントの目的、目標なんですよね。だから、そういうことを含めると、とても1時間じゃ無理ですし、おっしゃったように1週間とか2週間とかっていうような期間でやることではないのかなと思うので、そこもできれば統一というか、ある程度の基準を持ってやっていかないといけないんじゃないかなというふうに私は思っています。以上です。

(進藤課長補佐) そうですね、アセスメントの調査に当たってその辺り、ちょっと配慮が足りず

申し訳ございません。実際にはおっしゃられたような1週間ですとか、2週間かけてやっておられるということですので、ただ、それが事業所全体にはなかなか浸透し切れていないというところがございますので、この後、御報告される就労選択支援事業のモデル事業については、そういったアセスメントに実際かかる時間どれぐらいなのかということも含めて、試行されているということがございますので、そういった情報を横展開することによって各事業所にも浸透していただければいいかなというふうに県としては考えております。以上でございます。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございました。その他、すみません。よろしいですかね。では、次に議事移りたいと思います。議事の2番の③番ですね。就労選択支援モデル事業の採択状況についてということで、あしすとの中島さんより、御報告をいただけるということでもよろしく願います。

(中島オズバー) 私のほうから今のモデル事業の状況について話をしておきます。先ほど県のほうから就労選択支援事業のことについては詳細お話ありましたが、資料でいうと10ページを開いていただけたらと思います。その10ページの、これ厚労省の作った資料になりますけど、上と下この2枚のところ、ちょっと大事なところだけ読んでおいていただきたいと思います。先ほどもあった話ですけども、就労選択支援事業の概要ということになりますと、就労先とか働き方についてよりよい選択ができるように、本人の希望とか能力とか、特性に合った選択を支援する、そういうサービスなんだということなんですけど、妙に堅苦しい表現だなと思うんですけども、下のほうを見ていただいて目的というところに分かりやすく書いてあるのは、障がい者本人が自分の働き方について考えることをサポートするというのが就労選択支援事業の目的となります。

ぶっちゃけ言って、就労系のサービスっていうのを1回どっかの事業所を使うとなかなか次の選択ということが見えてこなくて、結局、もうそのままでもいいやとか、そこが慣れているからいいやというようなことになるんですけど、そもそも一番最初に選択できる制度になったわけですけども、自立支援法が始まってからですね。しかし、選択するときの基準っていうか、何を以て選択しているのか実はよく分かってないんですよ。どこの施設がどういうことをやっているのかっていうことが、障がいのある方たちにみんな分かっているわけではないし、それから相談支援のほうでその調整っていうのをやっていただけるんですが、そちらのほうでも必ずしも全部のその就労系のサービスがどういう状況なのか、何を目的としてやっていらっしゃるのかっていう辺りは非常に曖昧模糊としておまして、やっぱりなかなかその本人さんたちにその選択の機会ができたとはいうものの、実際にお示しするようなことがなかなか難しかったということがあろうかと思います。

それで施設が変わることばかり今、進めているわけじゃないんですけども、少なくとも本人にやっぱり必要な支援がしっかり受けられるところに紹介するというか、そういうところに結びつけていくっていうことはまず1つあるのかなあと思っておまして、就労選択支援っていうと何かこう一般就労を洗い出すような、その選択支援を受けることによって、働ける人はどんどん働いてもらおうじゃないかというような、そういうニュアンスが漂ってくるんですけども、実はそうではなくて、もちろん一般就労に向かう人を一般就労にということなんですけども、福祉的就

労を利用される方についてもアセスメントを取ることで、その方にどういう支援が必要なのか、どういう支援をすべきなのかという辺りが明確になってくるんですね。これまではそういうこと、アセスメントなしに施設を選んでもらって、もう施設ごとにその方を評価してもらって、できることをやっていたということだと思うんですけども、その施設ごとの評価っていうものにもともと基準もないし、その本人さんたちが正しく理解されているかどうか分からないまま今まで来たっていうふうに思うんですね。

だから、本人さんたちのことをしっかりと理解するためにもアセスメントを取る。それから、アセスメントを取ってもらったことによって、自分のことを自分たちのことを知るというようなそういう機会をつくって、最初に言いましたように、自分の働き方について考えてみると、福祉がいいのか一般がいいのかということだけではなくて、自分はどんな働き方がしたいのか、どんな働き方だったらできるのかというようなことを御本人に決めていただく、そういう仕組みをちゃんとつくっていかないといけないんじゃないかというような話だと思います。それが就労選択支援の目標というか、目的であると私は思っております。

それでこの話を聞いたときに少し前に、モデル事業の形で平成24年から3年間、直Bのモデル事業をやらせてもらったことがあります。これも厚労省の事業でしたけども、直Bのアセスメント、要するに特別支援学校の高等部を卒業してB型の施設を利用したいという方がたくさんいらっしゃるわけですけど、その方たちは、いわゆるB型は就労することが困難な人たちが利用する施設という位置づけですので、困難かどうか分からないのに、働いたことがないので、いきなりその施設を使うっていうのもどうなんだろうなあというような議論があって、そこに一定の基準を設けようということが始まったモデル事業でした。

そのときに、直Bで2年次の方ですかね、その方たちを卒業してB型を使いたいっていうふうに言っていたらっしゃる方がいらっしゃったら、まずはアセスメントをさせていただいて、その方がどんなところに支援が必要なのか、どういうことをすれば楽しく働けるのかなっていうような視点を持ってアセスメントをさせていただいております。だけど、そのときに、実は一般就労に向かう方については、アセスメントっていうのは取っていなかったんですね。それで今回、一般就労の方も含めて、アセスメントをやるというこういう事業になったわけですけども、いずれそうなるだろうと実は私は思っていましたので、これはとてもいいことだというふうに思っております。一般就労がいいということではなくて、福祉就労であれ、一般就労であれ、その方が必要な支援を受けることができる、そのためのアセスメントであるということを私は改めて言わせていただきたいんですけども、そういうことを来年の10月から始まるということについては、積極的にやっついていかないといけないのかなというふうに思ってモデル事業に参入さしてもらいました。

実際にモデル事業でもそうですし、実際に10月になってからもそうなんですけども、そういう支援を受けることが困難な方も多分いらっしゃると思うので、そういう方たちを、じゃあ、どうするのか、アセスメントをどんなふうに工夫するのか、それともしないのか、そういったことに一定の答えを出しておかないと、来年10月にいきなり制度を始めることはできないと私は思っています。そういう意味で、難しいことは確かにいっぱいあるんですけども、そういうことを一つ

一つ、こういう課題がある、こういう課題があるということを洗い出すような機関としてモデル事業に携わらせてもらおうかなというふうに思っています。

具体的には9ページを見ていただけたらいいと思います。9ページの上のほうですね。3つほど柱が立ててあります。1つはモデル事業の実施、これは試行になります。実際に就労アセスメントをやって本人の自己理解を深めてもらうというところまで取り組む、そういう仕組みを1回試しにつくってみないかということになります。それから2つ目が就労選択支援のためのマニュアルをつくるということです。全国で統一してやっていかないと、例えば、さっき日にちの話がありましたけど、いろんなことが起きるんですね。例えば、あそこの施設、あそこの選択支援を使うと、2週間かかるけど、うち3日でできるよと、うちがいいんじゃないっていうような、そういう話も出てくるんですね。事業としてこれやりますので、お客さんは必要なんですよっていうことになると、あそこは5日もかかるけど、そんなにかかるわけないが1日でやってあげるけん、うちを利用しならんかっていうような、そういう訳の分からない話が巷に溢れるような気がします。そうならないようにするには、マニュアルをかちっとしたものにしておかないといけないう議論だと思います。私はマニュアルの議論には加わってないので、私がやるのは試行の事業なんですけども、議論の成り行きは聞かせていただけたらいいということなので、少し早めにそういった情報も地域に落としていけたらなというふうに思っております。

それからもう1つの柱が、研修、就労選択支援員かな、という名前の仕事になるようですけども、そういった方たちが学ぶべき研修のシラバス、内容ですね、どんなことを学んでいただいたほうがいいのか、どんなことを知っていただかなきゃいけないのか、そういったことの研修を統一して行うということですので、これはJ E E D任せではなくて、このモデル事業の検討会の中でシラバスも検討されるということのようです。これも同じように私がシラバスのことを云々言うわけじゃありませんので、そういったことも、早めに情報としては収集することができるということも、モデル事業に入らせていただいたメリットかなというふうに思っています。

実は厚労省のほうに話をしたときに、1つ言われたことがあります。それが鳥取県西部においては、直Bのアセスメントのときにも頑張りましたと。大方270件以上のアセスメントを3年間で取らせてもらって、相当な数やりました。そのとき、全国のモデル事業は、大体年間10件、20件とか、20件なかったですかね、10件ぐらいですかね。だから、数が違うんですよ。ものすごい数を私たちやらせてもらって、それはそれでよかったんですけども、B型のアセスメントのときにやらせていただいたように、自治体をお願いをしてB型の支給決定をする方の全数をやらせていただいたっていう経緯がありますので、今回も同じように米子のほうをお願いして、B型支給決定する人を全員対象にさせていただくということでは始めることにしております。

ただ、期間としては非常に短いんですよ。2か月っていうのが、厚労省が考えているスケジュールでして、月で言うと、9月と10月だったかな、ものすごく短い期間にやるんで、10件ほど上げてくれたらいいですみたいな、そんな話もありましたけど、いや、それだと準備にならないですよ。それで、厚労省が持っているそのモデル事業は、ここに書いたように、3つほど柱がありますけども、これだけでモデル事業をやっても、結局、地域に資するものは何もないっていうふうに私は思っていて、これ以外に鳥取県として、この制度をスムーズに導入するた

めには、幾らか工夫をしていかないといけないのかなというふうに思っています。

実際に始まるとなると、さっきから出ているように特別支援学校の高等部のほうのアセスメントをさせてもらうというようなことに当然なるわけですが、そういったところでもぶれのないように、やっていかないといけないということになると、どんな準備をすればいいのかなって言うことは、山ほどあるんですよ。だから、制度が始まってから、はい、これで終わりではなくて、始まる前にしっかり準備しておいて、迎えたって言うふうに思っています、国の事業、今、言いましたように非常に短い期間のモデル事業でありますけど、一応、年内は実施するということですので、少なくとも来年3月までは、アセスメントのほうもずっと取らせていただこうかな、で、ある程度の数を上げさせていただこうかなというふうに思っているということと、できたら来年4月～9月までの間も、これは鳥取県としてのモデル事業ということでやらせてもらうことはできないかというお願いもしているところです。また、その辺り意見いただければと思いますけども、そういう形で、この鳥取県の地域づくり、いわゆる新しい制度の導入に向けて、しっかりと備えておくための時間を取りたいというふうに思って、このモデル事業をやろうとしているところです。

厚労省のほうから実は言われたのが、米子で、その相当数な数を上げていただくのは全然結構ですと。それはそれで結構ですけども、それだけじゃ駄目なんですと、できたら、鳥取県内に、アセスメントの必要性、重要性を広げていくことはできないですかっというのを言われました。具体的には米子市だけではなくて、西部圏域の市町村、それから中部、東部の市町村、そういったところにモデル事業を少しフィードバックしていくような、そういう取組をできないかということですね。だから、具体的には実は考えておまして、今年度の、そのモデル事業の期間の間に、何回かの報告会を開催する予定にしておまして、それで、こんなふうにやったら、こんなことになりましたっというようなことをあらかじめ、鳥取県内の各市町村、それから特別支援学校っていったところにお伝えできるような機会をつくりながら、やってみたいなというふうに思っております。

来年度、させてもらえるかどうか分からないですけども、米子市には相談して、私どもとしては、引き続きやりたいというふうに思っておりますので、そのまま、また報告会も来年度に入っても、続けてやっていけるんじゃないかなというふうには思っております。あとは見ていただいたように、モデル事業全国6か所のことですので、それなりにしっかりした地域もありますので、負けずに頑張って結果を出したいなというふうに思っております。はい。以上です。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございます。モデル事業に名のりを、積極的に中島さんが入って行かれてるっていうのが、すごい思いが伝わってきたんですけども、中島さん、今日この場で、どのような形がよろしいですかね。先ほど言われたように鳥取県としての体制をつくっていきたいっていうところで。

(中島オブザーバー) 御意見があれば言っても構いません。県のほうにはお願いをしていますけど、今ここで県がお答えいただけたらとも思っていないし、別にこの場で協議しなくても大丈夫です。はい。ありがとうございます。

(尾崎部会長) 分かりました。はい。では、モデル事業を含めて皆さん何か御質問とか、例えば、

こういったところもちょっと検討されたらどうだろうかとかございましたら挙手をお願いします。牧田さん、おられますかね。

(牧田オブザーバー) すみません。はい。

(尾崎部会長) すみません。今、御報告いただいたんですけれども、学校のほうでは、この就労選択支援についてっていうのはどのような形で、何か現場としては情報が下りてきていますかね。

(牧田オブザーバー) はい。昨年のこの会でもお願いをしたところなんですけれども、教育委員会のほうからは、この情報がまだ下りてきていないという状況でありまして、中島所長さんと連携する中で、情報提供いただいたりっていうことはやっているんですけれども、県の教育委員会のほうからは下りてきていませんので、そちらから情報が下りてくるようなルートをつくるようお願いするというのを、昨年のこの会で言わせてもらってしまっていて、現在の進捗としましては、2週間後に校長会があるんですけれども、そこで恐らく説明が行われるという運びになっているところなんです。現状は以上のようなことです。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございます。

(中島オブザーバー) すみません。ちょっと補足しておきます。ありがとうございます。教育委員会のほうでも周知をお願いしたいと思っております。具体的な話を1つだけさせてください。就労アセスメントということで先ほど私、言いました、直Bのアセスメントは、私どものセンターがやらせていただいたんですけれども、今後からそうではなくて、実際に就労選択支援のモデル事業をやってくださる協力事業所をお願いしたいというふうに思っております。了解はしていただいているんですけど、今日も御出席の大森さんのところ、それから濱田さんのところには、アセスメントをしっかりやっていただいていますので、その辺りで具体的な受入れを、試行をやっていただくことになっております。何か大森さんから一言あればお願いします。濱田さんもお願います。

(大森オブザーバー) 大森です。一応、来月に厚労省のほうから、モデル事業の説明会があるんですけど、一応、地域として統一されたやっぱりアセスメントの方法というか、手法をつくっていかないと、ばらばらになってしまうんじゃないかというところで、やっぱり中島さんの1か所の事業所だけではなくて、西部地区の地域で統一されたアセスメントができるようにというところを踏まえて協力させていただこうということで今、進んでいるところです。

(尾崎部会長) ありがとうございます。濱田さんからもよろしいですか。

(濱田オブザーバー) クロスジョブ濱田です。私の方でもモデル事業を取られたっていうことで、これはぜひ準備していかなんといけんっていうふうには思っているところです。先ほどの数字でも出ていたように、やはりB型を希望される全ての方にアセスメントをしようと思ったら、西部だけでも69件ってさっき数字出てたんですけれども、こんだけの数字をアセスメントしていかなんといけんのですね。そしたら西部で今、手が挙がっている、2か所プラスワンでは到底足りないのかなっていうふうにも思っと思って、厚労省からも言われてるように、中部、東部、全県でやっていく必要があるっていうのを、これをすごく私としては重く見てます。

というのは、アセスメントを、公的サービスですから、本当に共通のツールを使って共通の目線でこうやっていかなきゃいけないっていうところでは、この目線を揃えていくことってすごく

大事なことだと思っているんです。それで、それがどういうふうに育てていくかって、揃えていくかっていうところでは、やはりみんなでこうケース事例を挙げて、この人の、私たちはこういうふうに見えるよ、でも、こうかもね、みたいなところを突き合わせて目線をそろえていく、こんな作業が一番必要になってくるのかなって思います。そうすると、来年の10月から始まりますよ、どんではなくって、昨年この会でも言わしてもらったんですけど、ちゃんとした準備が必要であると思っています。

それで、先ほども中島さん言われていましたように、このモデル事業の中で、それが、西部が先にやってみるっていうことから、中部、東部と広がって、来年の10月までには全県で同じ目線でこの就労選択支援ができるような、事業としてこう私たちがこう力をつけていかなといけんところなのかなっていうふうには思っているところです。

(尾崎部会長) ありがとうございます。本当にちょっと統一したアセスメントっていうところもキーになるのかなと思うんですが、実際どのように展開をしていこうとされてるかとか、よろしいですか、お話を。はい。

(進藤課長補佐) 県障がい福祉課の進藤でございます。中島所長におかれてはモデル事業、大変御苦労はあると思うんですけども、大変ありがたく思っているところでございます。お話いただいたアセスメントの質をなるべく等しく均質化するというところも大きな課題だと思っております。モデル事業を通じて今後、国がそれを全国6か所でやっているそうですので、そのモデル事業の結果を踏まえて、いろいろと調整をして、細かいところまで詰めていくという作業が、国のほうではまずされるんだと思うんですけども、とはいえ、それを待っているわけにもまいりませんので、中島所長のところで行われている、西部のところで行われてるモデル事業の結果を情報提供いただいて、それを県のほうから全県にお知らせをする、紹介をさせていただいて、なるべくその取組が広まるように協力させていただければと思っております。

具体的にはなかなか西部でやっておられるのが米子市さんの協力が必要でしたり、特別支援学校の協力が必要でしたりというハードルは確かにございますけれども、そこの辺りを厚労省の担当者とか来月会議もございますので、そこでモデル事業として制度開始までやっても構わないかどうか、そういったところの確認も取りながら、市町村とも米子市さんと同じような取組が御協力いただけるかどうかということも含めて、そういったような取組を全県に広げていければいいかなというふうに考えているところでございます。

(尾崎部会長) ありがとうございます。その他何か、せつかくの機会ですので聞いておきたいこととかございませんか。

(廣江委員) すみません。廣江です。

(尾崎部会長) はい、よろしく申し上げます。

(廣江委員) 先ほど中島さんから説明があったように、自分の働き方について考えることをサポートするためという目的はすごくいいなと思っていて、そういった方向でぜひ進めていただきたいなと思っているんですが、一方で危惧されることはやはり本人の意思に反した形でアセスメント結果が出た場合に、それに従わなければならないようになってしまうということがあってはならないなと思っているんですが、あくまでアセスメントであって、最終決定は本人に委ねられるとい

うところがきちんと担保された形で、ぜひこの事業は進められるといいなというふうに思っています。色んな危惧されることなども資料読むと最後のほうに出てきたりして、課題についても記載があるようですが、その辺りも含めて試行していただけるということなので、しっかり進めてモデル事業やっていただけるのはありがたいなと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

(中島オプザーバー) 危惧されることはたくさんあると思います。今、言われたこともその通りです。一応そういうことも、あくまでも本人が決定するということですので、そこはしっかり押さえたいなと思っております。意に沿わないということは絶対あってはならないし、今が結構意に沿わない形なんじゃないかなと思うので、今よりずっとよくしなくちゃいけないかなと思っております。

それから私が手を挙げたのは、実はこのモデル事業もさることながら、その選択支援もさることながら、アセスメントに対する理解ということをもっと深めていただかないといけないというふうに思っています。言いましたように、決してできる、できないを数値化してこの人はできる人、この人はできない人ということの評価するための事業ではないということですよ。だから、アセスメントということ、それを受けることによって自分のこれからの生き方、暮らし方にこう1回思いをはせるような機会になるんだよというような、そういう仕組みに落とししていきたいというふうに思っていますので、アセスメントの勉強会というのを先月からですけども、月1回でやるようにしています。来月もやります。それから来月、再来月まではやる予定で今、進めておりますけども、恐らくずっと続けていかないといけないんじゃないかなというふうに思っています。人数もだんだん減ってくるでしょうから、そんなに沢山は集まってもらえないかもしれませんが、就労アセスメントが何なのかというものを知っていただくための機会もつくりながら、全体的に進めていかないと定着はしないだろうなというふうに思っているということ、それだけちょっと付け加えさせていただきます。

(尾崎部会長) ありがとうございます。では、次の議事に移ります。議事の2番の④番で就労選択支援事業の今後の論点についてということで進藤さんのほうからよろしくお願いします。

(進藤課長補佐) はい。障がい福祉課の進藤でございます。資料の12ページでございます。資料2の4です。就労選択支援の今後の論点についてという資料でございますが、こちら作成に当たって、重ねてになりますけれども、国の方の検討資料を基に基本的に組み立てているものでございますので、今後、検討が必要なくなったり、また、検討しなきゃいけないことが増えたりとか、そういったちょっと不確定要素があるということを前提に御覧いただければと思います。

まず、1点目、論点として考えさせていただいたのが、アセスメントの質の確保でございます。これは今までいろいろ中島所長のほうからも御指摘がございましたけれども、アセスメントの質を確保するためにどのような方策があるかということでございます。少し詳しく申し上げますと、理由のところを御覧いただければと思うんですけども、就労選択支援員の要件としては、申し上げたとおり、つまり養成研修の修了ということが要件としてはあるんですが、一方で経過措置として2年間はJ E E Dの基礎的研修でいいですよという形になっているということでございます。言い換えてみますと、その就労系の福祉サービス事業、障がい者の基本的な研修でOKということでございます。アセスメントの能力といいますか、質が十分果たして担保できるかど

うかというところが不安要素ではありますので、そういったところをどのように担保して、またその東部、中部、西部で隔たりのないように均質化していくか、そういったところが1つ論点として考えられるかなというところで上げさせていただいたものでございます。

2番目の他機関が実施した同種アセスメント結果の共有方策でございます。こちらは国のほうでも検討はされておりますけれども、例えば特別支援学校でなされたアセスメントですとか、あと、ナカポツセンターですね、そちらのほうでなされたアセスメント結果、こういったものをどういうふうに活用するのか。これはその利用者目線からするとナカポツセンターでアセスメントを受けて、またあの就労選択支援のときにアセスメントを受けるんですかみたいな話になりますので、そういったところの調整をどのようにするかというところでございますけれども、これは国のほうで現在、そのような既存のほかの機関でやったアセスメントをどういうふうに扱うのかといったところが論点として上げられているところでございます。

論点として考えられるものとしては、他機関と就労選択支援事業、この役割分担をどういうふうにするのかですとか、また、そのアセスメント結果を仮に受け継ぐにしても、その支給決定までの間にどういうふうに、どのタイミングで共有するのかですとか、また、共有するにしてもどういった範囲で共有するのか、こういったことが論点としては考えられるのではないかと考えております。

3つ目として多機関連携会議の実施方法でございます。こちらは多機関連携会議でございますが、いわゆるアセスメントに関わるような、本人の御希望も踏まえていろんな機関が考えられるとは思いますが、そういった機関が集まる会議、どういった範囲で集めるのかということも含めてにはなりますけれども、国の方で1つこの会議の視点として期待されているのが、中立性の確保というところも入っているところでございます。というのが就労選択支援事業、これは例えば運営法人でやっているB型と、その運営法人で同じくその就労選択支援事業を受けた場合、自法人のB型に流していくために使われるという危険性も孕んでおりますので、そういった点から、あまり多機関連携会議が隔たりというか、ちょっとバイアスのかかったようなものにならないようにいろんな機関を入れていくべきではないかというようなことから、論点の1つとして国が検討なされているという状況でございます。

そういった視点から論点として考えられるのは、参集すべき機関の数、これを最低限とするのか、それとも監視的役割を果たせる機関を何か考えて、そういったところに必ず参集いただいたりするのかですとか、中立性確保のために、監視的に役割を果たせるところはどこなのかとか、あとは多機関連携会議となると、今でもその就労系の多機関連携会議というのは、かなりの数があるかと思えます。担当者も同じような会議に何度も出席されているということがあろうかと思えますけれども、そういったことから、既存の会議を活用できないかといった視点から、論点として上げさせていただいたものでございます。ここに上げさせていただいた、今の3つの論点でございますけれども、これに限るということではございませんで、何かほかにも論点として上げるべきものなどがあれば、御意見をいただければと思っております。

(尾崎部会長) ありがとうございます。では、今、進藤さんのほうから説明いただきましたが、今後の論点というところで、他にもこのことが付け加えるんじゃないかというようなことがあります。

ましたら御意見を申し上げます。鳥取市前岡さん、申し上げます。

(前岡委員) 鳥取市の障がい福祉課の前岡です。すみません。就労選択支援の話聞かせていただいて、国のほうから情報があまり下りてない段階で、どんな話の内容かなということで、今日も参加させていただいているんですけども、市町村としては、もう来年の10月ということで、そんな遠くではない状況の中で、どういった格好で既存の事業所さんなりに、この就労選択支援に関して周知であるとか、どういった格好でアプローチをかけていくのがいいのかとか、そういった流れみたいなものがちょっと市町村としてどういった形で取り組んでいけばいいのかなというところが、なかなか不透明なところもありまして、そういったところを鳥取県さんのほうで、もしお示しできるものがあれば示していただけましたら、市町村として進め方も分かってくるのかなと思うんですけども、多分このままだと時間だけが経って行って10月になってしまいかねない状況もあったりするのかなと思ひまして、それまでにやっておかなければならないとか、説明しておいたほうが良いような、各事業者に対して。内容とかがもしお示ししていただけましたらありがたいかなと思った次第です。

(進藤課長補佐) 障がい福祉課の進藤でございます。今おっしゃられた内容については、まさしく中島所長のほうでモデル事業をやっていただいているところでございまして、その取組内容について、そのモデル事業期間中、複数回にわたって報告会を開催いただけるということでございます。そこにももちろん私のほうも情報収集をさせていただいて、その内容は周知もさせていただきますし、その会議は市町村もたしか入っていたかと思うんですけども、市町村も来ていただけるような会議だったかと記憶しておりますので、例えばそこに直に行かれるのも1つ情報収集としては非常にいいことかなというふうに思います。モデル事業ですので、当然国のモデル事業の結果を踏まえたルールですとか、制度ですとか、詳細については、また今後厚労省から下りてくるタイミングがあるかと思ひますので、下りて来次第、当然その内容については市町村の皆様には、すぐに周知をいたしますし、今申し上げたようなモデル事業の内容については、そういった報告会などの機会を活用されて情報収集をしていただけるのがまず初めかなというふうに思います。

そのモデル事業の内容を全県に広めていく段になれば、米子市さんでやっておられるような支給決定、仮のですね、暫定の支給決定という取組を、もし御協力いただけるのであれば、モデル事業のようにですね、予行演習として、事業所のほうに広く御紹介いただいて、御協力いただけるところは、同じようなモデル事業の予行演習をやっていただく、そういったような取組を広げていっていただくことに、御協力をいただければなというふうに県としては思っております。よろしく願いいたします。

(前岡委員) 承知しました。ありがとうございます。

(中島オプザーバー) すみません。今、報告会の話ありましたが、1回目の報告会、まだ準備してまだ具体的なアセスメントには至ってないんですけども、一応10月30日に1回目をやることに予定しております、ちょっと会場未定ですけども、米子市内で行うことになっています。オンラインも使えるようにしていこうと思っておりますので、ぜひ御参加ください。厚生労働省から、1回目ですので厚生労働省からもおいでいただいてお話しただけると思ひますので、直

接、情報を仕入れていただくことが出来るかなというふうには思っております。よろしくお願ひ
します。

(尾崎部会長) ありがとうございます。その報告会は誰が出て大丈夫なんですか、中島さん。

(中島オブザーバー) 今の予定では、先ほど話が合った市町村の方とそれから特別支援学校の方
や教育委員会の方や、あと、県内の各障害福祉サービス事業所の方や、それから相談支援事業所
の方というところまで一応イメージしています。

(尾崎部会長) 広い範囲でありありがとうございます。その他いかがでしょうか。牧田さん。

(牧田オブザーバー) すみません。琴の浦の牧田です。資料の丸の2つ目の他機関が実施した同
種アセスメント結果の共有方策という箇所、特別支援学校などの他機関が実施するアセスメン
トの結果を就労選択支援において活用できる方向で検討されているところという記述があるんで
すけども、先ほども申し上げたとおりで、こういったことに関わる情報がまだ下りてきておりま
せんので、ここの部分、もう少し詳しく教えてもらえるような情報ってというのはあるのでしょ
うか。

(進藤課長補佐) 県の障がい福祉課の進藤でございます。今お尋ねの件については、ここの部分
の記載は、国の資料の内容をそのまま書いているようなところでございまして、国の資料につい
てもそれ以上の詳細については、まだ検討中という状況でございます。恐らくそのモデル事業の
全国の状況、情報を集約して、その中で恐らく同じように特別支援学校とのアセスメントのやり
方ですとか、活用の仕方などについて、様々な問題ですとか、障壁が出てくるんだろうと思いま
す。それで、そういった内容を踏まえて恐らくどういったルールがいいかっていうことが示され
るのではないかなというふうに思っております。ですので、ちょっと今のところ、これ以上の詳
細の情報は無いということで御容赦いただければと思います。

(牧田オブザーバー) はい。分かりました。ただ、1つの問題意識としましては、先ほども申し
上げましたが、県立学校に情報を下ろすのは、県の教育委員会であるべきということが、同じこ
とが国についても言えますので、特別支援学校関連の情報はやはり文科省から下りてくるべきも
のだと思っていますので、その辺の厚労省と文科省の連携がどうかというようなところも1つの
問題意識として持ってもらって、その上で情報収集したり、流したりしていただくということに
していただけるとありがたいです。

(進藤課長補佐) 障がい福祉課の進藤でございます。ありがとうございます。今のその文科省か
ら情報下りてくるかということでございますけれども、これはその資料を見る限り、こども
家庭庁が絡んでいるようでございますが、文科省の姿がちょっとなかなか見えないところでござ
いまして、その辺りの情報もちょっと来月の厚労省の方にも伺ってみようかなというふうに思
います。

(牧田オブザーバー) はい。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

(進藤課長補佐) 中島所長のほうで何か情報をお持ちでしたら教えていただければと思います。

(中島オブザーバー) すみません。いや、情報ないです。ないですけども、特別支援学校に直B
の支援という形でこれまでアセスメントに入らせてもらっていますので、できたら同じように
こちらのほうで第三者機関としての目線を入れさせていただくとありがたいなと正直思っていま

す。また、相談させてください。よろしく申し上げます。

(尾崎部会長)では、よろしいでしょうか。次に進みます。議事の3番でその他情報というところで新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金の制度等ということで県の進藤さん、よろしく申し上げます。

(進藤課長補佐)はい。障がい福祉課の進藤でございます。こちら資料は85ページでございます。こちらの補助制度でございますけれども、これが今年の3月に県の障がい者プランが改定されまして、それまで工賃向上計画というのが別に作られていたのが、この障がい者プランに統合されました。その統合された工賃向上計画の中で、この度目標に掲げられたのが、魅力あるB型ということで掲げさせていただいております。従来からあった工賃向上以外にも、利用者の満足度を限りなく100%に近づけるといふような目標も併せて掲げられたところでございます。それに対応する形で利用者の満足度を向上させるような取組を行って、それにかかった経費の一部を助成するという制度でございます。

ちょっとページをめくっていただいて87ページを御覧いただければと思います。87ページに別表として書かれているのが、これが補助のメニューでございます。補助事業で①～④までございます。それぞれ①は、まずその利用者の負担軽減をするための環境整備でございます。これは例えば重度の方が事業所で丸椅子を使って作業をしているというようなケースがあれば、そういった椅子について肘付きの回転椅子に買い替えるとか、そういった環境整備についてかかった経費の一部を助成するというものでございます。申し上げておりましたが、経費の一部というのは2分の1でございます。補助対象経費の2分の1を助成する。ただ、上限額がございまして20万円が限度ということでございますので、フル活用するとすれば40万円使っていただいて、その半分という形でございます。

2番目の補助メニューでございますけれども、こちら治具、これはちょっと米印で書かしていただいておりますけれども、イメージとして知っていただいたらと思うのが、作業をなかなか職人のように手早くできない方も大勢いらっしゃるかと思いますので、そういった作業の補助になるような定型的に素早くできるような補助具でございます。そういった補助具を作るのにかかった経費の一部を助成するというメニューでございます。3つ目ですけども、こちらは文化活動、例えばスポーツとか、芸術とかそういったいわゆる部活みたいなもの、こちらに取り組んでいただいた経費を助成するものでございます。これは一般の方も同じかとは思いますが、そういう余暇活動を充実させることによって、仕事の方にもプラスの影響が出ると、そういったことも他県の取組で例があったりしますので、そういったものを参考に補助メニューに入れさせていただいたものでございます。

④としては、こちらは支援員の支援力が上がればおのずと利用者の満足度も上がるだろうということで、支援員の支援力を上げる取組について助成をするもの、中身として想定しているのは、例えば先進地の視察に行ってくださいとか、支援力を向上するための研修にかかる、または参加をされるような経費を助成するというものでございます。こちらが補助要項の御説明でございます。めくっていただいて95ページでございます。95ページは本年度の募集要項となっております。こちらもう対象となるB型事業所に全て送ってはおりますけれども、今年度の募集に

については、ちょっと年度途中となり、なかなか組み切れないところもあるかと思うんですけども、幅広く御利用いただければなというふうに思っております。今、申し上げたような内容がまとまっているのがこの募集要項のほうでございまして、めくっていただいて96ページなどを御覧いただくと、留意点などが記載してございます。補助率の計算方法なども書いておりますので、もし御利用の希望の事業所の方が居たら御紹介いただけると幸いです。そういったメニュー、今募集をしているところがございますので、ぜひとも広く御活用いただければと考えております。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございます。これについて御確認、質問等ございますか。こちらは新たに要項ができて、これを今から？

(進藤課長補佐) もう募集しております。

(尾崎部会長) もう募集しておられるということですか。分かりました。今、何件か応募が？

(進藤課長補佐) 今、障がい福祉課の進藤でございます。今、申請いただいて交付決定をしたものが、まだ2件という状況でございまして、募集をかけたのがちょっと8月と遅くなってしまったので、まだ、そういった状況ではございますが、何件か問い合わせもいただいておりますし、申請書を出すという段階に至っている事業所もございまして、ただ、これ予算の限りがあるものでございますので、もし、そういった申請したいなと考えているような事業所、御存じでしたら限りがありますのでお早めにということでお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

(尾崎部会長) ありがとうございます。本日の議事は全てこれで終わったんですけども、全体を通してなど、皆さんから何か御意見とか、確認事項ございますでしょうか。せっかくなので、一人一発言でお声を聞いていけたらと思うんですが、今西さんおられますか。

(今西委員) 発言の機会ありがとうございます。倉吉にあります障がい者の相談支援事業所から参加しております今西です。就労支援に関してなかなか発言できるような内容のものがなかったんですけど、ただ、選択支援事業だとか、本当に中部でもしっかりとやっていってほしいなっていうような内容だったので、中部の自立支援協議会に私も参加しておりますので、そこでも情報提供させてもらって、一緒に深めていけたらいいかなと思いながら今日、聞かせてもらいました。10月30日に第1回の説明会があるってということなので、ぜひそこに中部の中でも参加して行って共有を深めていきたいなと思いました。ありがとうございます。

(尾崎部会長) 山中さん、おられますでしょうか。

(山中オブザーバー) A型の山陰福祉の会山中です。今日も選択型のやつとか、やはりもっとアセスメントにおいては、特にA型もしっかりと理解をして深めていかなくはないところ、今から話すこと自体は今後、地域の自立支援協議会で話していくことなんですけど、やはりA型のほう、民間の参入が多く入ってきていて、なかなかこういったアセスメントだとか、プラスアルファのところっていうところを意識しようとする姿勢がなかなか見られない事業所の方が増えてきているのも確かだと思っています。

中々自立支援協議会への参加を促してもですね、義務ではないというところを言われて参加されてなかったり、色んな他方から支援の在り方についてこれはどう、いかがなものかなっていうところでさえも、なかなか問う場面が今、得られないことでちょっと苦心しているところです。何

とか地域の自立支援協議会として、そういったところにも働きかけて、アセスメントなんか特に、やはり当事者の方に一番多く反映するところだと思いますのでしっかりとそこら辺も話し合っていく機会を設けていかななくてはいけないなというところだというふうに認識をしています。

中々、最低賃金も上がる中で、どの時間帯で、拘束する中で、そういった会議を取っていくのかとか、参加を当事者の方していただくのかとか、あと、雇用契約の方がございますので、そこら辺も兼ねて、どういったふうにこれから気にしていくのかっていうところをまた、今後の報告会や今後の県からまた出される方向性などを鑑みて、共通の理解を、A型自体も深めていかななくてはいけないなというふうに認識しております。今日は特にA型での話すことたくさんあるんですけども、今日の議題についてはここで今、理解をしてこれから深めていくというところですよ。

(尾崎部会長) 竹森さん、フレンドシップ竹森さんいかがでしょうか。

(竹森オズバー) フレンドシップ竹森です。鳥取市地域自立支援協議会で部会長させていただいています。本日の皆さんおっしゃったんですけども、就労選択支援事業ってすごく私自身も興味深く思っていて、やはり本人さんが考えられる機会の提供、また、そこをサポートするって本当に大事なところで、支援者の見立てであったり、アセスメントでかなり、方向性もすごく変わってくるので、そういった新事業が展開されるのはすごく興味がありました。

ただ、鳥取市の前岡係長も言われたように、ちょっと東部のほうであんまりその情報っていうのが流れてきていなくて、今日この会で今の動きが聞けてよかったですし、今後行われる報告会、モデル事業の報告会等はしっかり私のほうも参加させてもらって動きを確認しながら、また、東部、鳥取市の自立支援協議会就労支援部会の中でも情報提供をまたみんなで共有していけたらなと思っています。今現在、ちょっと意味は違いますけど、就労移行支援事業所もすごく東部は少ないです。実際、今日のいろいろ資料の中に就労選択支援事業について今現在、興味を持っておられるところ、東部で16か所だったかな、あったと思います。実際、来年10月にどれだけの事業所が新規で開設されるのかなっていうのはちょっと気になるころではありますけれども、今、申し上げたように、とても重要な新しい新事業だと思いますので、その辺も何かいろんな意味で東部のほうでも広げていけたらなとは思っています。本日はありがとうございました。

(尾崎部会長) 皆様ありがとうございました。本日の予定されていた議事は全て終わりました。司会を県のほうへ返したいと思います。

(進藤課長補佐) 障がい福祉課の進藤です。皆さん長時間にわたりまして、本日は誠にありがとうございました。以上をもちまして鳥取県地域自立支援協議会の就労支援部会を閉会させていただきます。皆様お忙しいところ誠にありがとうございました。